

別紙

他の入札参加者との間に一定の関係がある場合の競争参加制限

当該工事、調査等、施工(調査等)管理業務に関し、入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと。

「資本関係・人的関係」は次に掲げる要件を指す。

【資本関係】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

【人的関係】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。))が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。))を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ③ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

【その他】

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※ 平成22年9月27日にお知らせした際と比較し、下線部の記載を追加しました。